

## 学校法人西日本工業学園公益通報に関する規程

最終改正 平成 26 年 3 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、学校法人西日本工業学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令、若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第 2 条 学園の教職員・学園の指揮命令下にある派遣労働者及び学園と第三者との契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者（以下「教職員」という。）並びに本学の学生、科目等履修生、委託生及び研究生（以下「学生」という。）は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第 3 条 学園は、公益通報等に応じるため、コンプライアンス窓口を総務課に設置し、窓口責任者を総務課長（以下「窓口責任者」という。）とする。ただし、本学の学生については、学務課又はデザイン学部事務室を通じて公益通報等を行うこともできる。

2 コンプライアンス窓口担当者は、公益通報等の受付、連絡、報告を職務とし、総務課、学務課、デザイン学部事務室の職員があたる。

3 公益通報等は、電子メール、電話、ファックス、書面又は面談の方法によって行うことができる。

(禁止事項)

第 4 条 教職員及び学生は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第 5 条 窓口責任者は、教職員及び学生から公益通報等があった場合は、その公益通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第 6 条 窓口責任者は、公益通報等の受付後速やかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を検討し、決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかである時は、この限りではない。

2 窓口責任者は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該教職員及び学生に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該教職員及び学生の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(専門的事項)

第 7 条 窓口責任者は、公益通報等の取り扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第 8 条 理事長は、通報内容の事実関係の調査のため、学園又は大学に調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(1) 委員会は、教職員 3 名、法人本部長又は大学事務局長とする。

(2) 委員会には、外部委員を加えることができる。

(3) 委員長は、前号の教職員の中から理事長が任命する。

(調査の実施)

第9条 委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 コンプライアンス窓口担当者及び委員会委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員・学生及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った教職員及び学生の個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 コンプライアンス窓口担当者及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 窓口責任者は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、公益通報等を行った教職員及び学生の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長並びに学長に報告しなくてはならない。

2 窓口責任者は、委員会が調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長並びに学長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 窓口責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員及び学生に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該教職員及び学生の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取り扱いの禁止)

第13条 学園は、教職員及び学生が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。又当該学生に不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、教職員及び学生が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 教職員及び学生は、他の教職員及び学生が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員及び学生に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

(委員会の事務)

第14条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月18日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成23年9月28日から改正施行し、平成23年3月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。